



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*55 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (長寿社会課)..... 1

○ 告示

- 546 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課)..... 1
- 547 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定 (")..... 2
- 548 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課)..... 3
- 549 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3
- 550 " (")..... 3
- 551 " (")..... 4
- 552 " (")..... 4
- 553 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 5
- 554 " (")..... 5
- 555 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定の解除 (港湾空港振興課)..... 5
- 556 港湾法による放置等禁止区域の指定 (")..... 5

○ 人事委員会告示

*7 平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正 6

規 則

和歌山県規則第55号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成28年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(平成28年和歌山県条例第10号)附則第1項第4号に掲げる規定のうち次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 別表第3第5項第9号の改正規定(同号イからエまでに係る部分に限る。) 公布の日
- (2) 別表第3第5項第7号及び第9号の改正規定(同号イからエまでに係る部分を除く。) 平成28年11月22日

告 示

和歌山県告示第546号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成28年5月17日

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「Original J+」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「Original R+」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「SEX BOMBER EXTRA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「SEX BOMBER HARD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成28年5月17日

和歌山県告示第547号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成28年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「SEX BOMBER XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「SEX BOMBER EX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「Cold Stone King 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「ADULT SWEET」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「ADULT TWIN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「ICE BLACK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「ICE STRONG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「ecstasy」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「speed」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「SNAKE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「SNAKE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「Strong」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「Royal」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「ROUTE CW」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「CALL GIRL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Jelly fishes」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「ang 1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「海王」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「獣王」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「d 1 mon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧

に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成28年5月17日

和歌山県告示第548号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年5月9日に認可した。

平成28年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第2号-1	西牟婁郡白浜町中字前川848外11筆
平成28年度第2号-2	西牟婁郡白浜町中字江崎1970

和歌山県告示第549号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第550号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年5月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第551号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第552号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第553号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成28年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3343	有田郡有田川町大字下津野 字堀田481番の一部	兵庫県伊丹市南野北一丁目 12番13号 株式会社エヌ・エヌ・コー ポレーション 代表取締役 則岡宏牟	平成 28. 5. 6	6.00	12.00
				8.00	10.00

和歌山県告示第554号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成28年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3347	西牟婁郡上富田町朝来字大 坪80番1の一部	田辺市朝日ヶ丘10番4号 有限会社HN・紀南産業 代表取締役 中田啓	平成 28. 5. 6	4.00	34.85
				4.33	

和歌山県告示第555号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第4項の規定により、和歌山下津港冷水地区の一部について、別図のとおり重点調整区域の指定を解除するとともに、平成20年和歌山県告示第1586号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）に定める別図を変更し、平成28年5月17日から適用する。

なお、両別図は省略し、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第556号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により、和歌山下津港冷水地区の一部について、別図のとおり開発、利用及び保全上支障のある船舶等の放置を禁止する区域（以下「放置等禁止区域」という。）に指定するとともに、平成20年和歌山県告示第1585号（港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定）に定める関係図面を変更し、平成28年5月17日から適用する。

なお、別図及び関係図面は省略し、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年5月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用する。

平成28年5月17日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

第1項第1号の表農業大学校就農支援センターの項の次に次のように加える。

土砂災害啓発センター	12
------------	----